

## 1998年度日本気象学会総会議案

日本気象学会第29期理事会  
1998年5月28日

## ◎奨励金に関する細則改定の提案

日本気象学会奨励金は、研究費・研究環境に恵まれない方の調査研究活動を支援するため1970年に設けられたものである。その後、教育における実践も対象に加わり、現在に至っている。

しかし最近の奨励金は、研究・教育活動の費用を援助するというよりも、受領者がそれまでに達成した成果を表彰するという性格が強まっている。この状況に合わせて奨励金を改革し、表彰に重点を移した「奨励賞」に改めるよう、下記のとおりの細則の改定を提案する。

## &lt;細則&gt;

## 現行

## 第6章 表彰および奨励

第24条 本会は学術研究および学術成果に対し次の表彰および奨励を行う。

5. 奨励金 研究を本務としない職場において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているものに対する奨励。

第25条 前条に掲げる表彰および奨励の対象者を選定するため受賞候補者推薦委員会を設ける。受賞候補者推薦委員会は、担当理事を長とする。

第26条 第24条および第25条に掲げる表彰および奨励の内容は理事会が別途定める規定による。

## 改定案

## 第6章 表彰

第24条 本会は学術研究および学術成果に対し次の表彰を行う。

5. 奨励賞 研究を本務としない環境において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているもの等に対する顕彰。

第25条 前条に掲げる表彰の対象者を選定するため受賞候補者推薦委員会を設ける。受賞候補者推薦委員会は、担当理事を長とする。

第26条 第24条および第25条に掲げる表彰の内容は理事会が別途定める規定による。

## &lt;選定規定&gt;

## 現行

## 奨励金受領者選定規定

1. 日本気象学会奨励金を受ける者を選定するため、奨励金受領者候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は毎年4月に理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
3. 委員会は、研究を本務としない職場において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているものに対する奨励のため、奨励金受領者の募集を行い、応募のあった申請のうちから原則として3件を選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。
4. 理事長は常任理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票者は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
5. 奨励金は原則として秋季大会においてこれを贈呈する。賞金は1件7万円とする。

## 改定案

## 奨励賞受賞者選定規定

1. 日本気象学会奨励賞を受ける者を選定するため、奨励賞受賞候補者推薦委員会（以下委員会と称する）を設ける。
2. 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気

象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。

3. 委員会は、研究を本務としない環境において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っているもの、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っているもの等、原則として3件を選び、選定理由書をつけて6月末までに理事長に報告する。

4. 理事長は常任理事会に報告した後、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票者は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
5. 奨励賞は賞状・メダル・副賞(賞金)とし、原則として秋季大会においてこれを贈呈する。賞金は1件10万円とする。

**編集後記：**当学会の1996年度会計報告(「天気」第44巻507～517頁)によると「天気」は年間約22万円(1会員あたり約48円)の赤字を出しているとされております(同517頁「部門別収支の集計」)。同年度監査報告(同518頁)では『…「天気」は…ここ数年赤字である。「天気」は、会員全員のための情報誌であり、多数の会員からの寄稿を促すために、原則として投稿料を徴収していない。しかし「天気」の論文には、気象学の研究を本務とする研究機関・大学の研究者の投稿が毎年10編弱、50～100頁ある。これらの論文に対しては、「気象集誌」並に投稿料を取るなどして、「天気」事業自体での収入増を図ることを検討していただきたい。』と述べられており、「天気」収支状況改善の方策をとることが、われわれ編集委員会に強く要請されています。

経費節減に努めることは当然としても実際なかなか容易でなく、会費や販売定価の改訂は安易にとれる方法ではありません。監査報告で言及された「投稿料を取る」というのは、「天気」への論文掲載は「会員全員」の利益と比べ、著者という一部の会員の利益が不均衡

に大きいので、その著者(またはその所属機関)はその分一定の掲載料を負担すべき、という考え方と思われます。現行の「解説」などの執筆に対する原稿料が適正かどうかや、論文査読などで編集に貢献して下さった方に新たに相応の謝礼を出すことも検討の必要があると思われま。

編集委員会では検討にあわせて、和文の論文を掲載している国内の学協会誌の掲載料について調査を行っています。現在までに調査した数十誌のうち、全ての論文から徴収しているものは数誌、掲載料の額は1頁あたり1万円～3万円程度、残りは全く徴収していないか、規定頁以内なら掲載料は無料としているものです。また、無料別刷の配布がないものが3分の1程度あります(天気は30部配布)。こうした調査を継続して結果を分析しながら、今後検討を進めていく予定です。編集委員会として会員みなさまにご理解いただけるような「天気」の収支改善方策をまとめていきたいと考えております。(山本 哲)